

新川広域圏事務組合広報紙『広域圏だより』有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新川広域圏事務組合（以下「組合」という。）の広報紙「広域圏だより」を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料により掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 組合の広報紙「広域圏だより」への広告掲載は、組合の新たな財源を確保し住民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の種類及び範囲)

第3条 広告は、住民生活の利便性の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 組合の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教に関する主張、勧誘若しくは批判又は個人の売名的宣伝等を内容とするもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる業種に該当するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他理事長が掲載することが適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 同業種の広告にあっては、圏域内事業者及び申込順によるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載料等は次のとおりとする。

- (1) 広報に掲載する広告の規格及び掲載料

規 格	掲 載 料
縦50mm×横85mm	1 掲載号につき 20,000円
縦50mm×横 170 mm	1 掲載号につき 40,000円

- (2) 色 2色刷り
- (3) 広告の掲載位置 表紙及び裏表紙以外の紙面の下段とする。ただし、広報紙の編集状況に応じて、位置を変更することがある。また、掲載順序及び掲載枠数は、別に定める。

(発行部数及び発行月)

第6条 発行部数及び発行月

- (1) 発行部数 約43,000部
 - (2) 発行月 毎年4月、10月
- (広告の募集)

第7条 広告の募集は、原則として組合ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、新川広域圏事務組合広報紙広告掲載申込書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、広告掲載の適否を決定し、新川広域圏事務組合広報紙広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、理事長が指定する日までに広告掲載料を一括納付するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、次のいずれかの版下データにより、掲載する広報発行日の15日前までに理事長に提出しなければならない。

- (1) TIFF (広告全体を写真画像としたもの)
- (2) Photoshop-EPS (広告全体を写真画像としたもの)
- (3) Illustrator-EPS (フォントはアウトラインをとること)
- (4) その他理事長が適当と認める版下データ

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第9条に規定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告の内容が不適當であると判明した場合

(広告掲載料の返還)

第13条 理事長は、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による広告掲載の申込み、決定その他広告掲載に関する必要な手続きは、この告示の施行の日前においても行うことができる。